

平成30年度 スクールライフサポート(就学援助) 制度のお知らせ

海老名市教育委員会

海老名市では、経済的な理由でお子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費や給食費など、学校生活に必要な費用の一部を援助しています！

1 援助を受けられる世帯

(1) 平成29年度又は平成30年度において、次のア～オのいずれかに該当する世帯

該当理由		添付書類
ア	生活保護が廃止された世帯 ※世帯変更による廃止を除きます。	不 要
イ	市民税が減免されている世帯	減免決定通知書の写し
ウ	国民年金保険料や国民健康保険税が減免（徴収猶予）の世帯	減免決定通知書等の写し
エ	児童扶養手当の支給を受けている世帯 (※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。 また支給開始が年度途中の場合、認定期間が変わります。)	不 要 ※申請書の申請理由欄に児童扶養手当 証書番号をご記入ください。
オ	保護者（世帯主）が失業し、職業安定所に登録された 日雇労働者の世帯	日雇手帳（表紙のコピー）

(2) 収入が少なく、お子さんを就学させることが経済的に困難と認められる世帯

★所得審査があります。

目安となる世帯所得の上限額は次のとおりです。
※目安額は収入ではなく、給与所得控除後の金額です。

・審査には、平成29年中に世帯内で所得があった方全員の所得の確認が必要となります。

世帯人数	世帯所得の目安額	
	持家	賃貸住宅
2人	218万円	300万円
3人	283万円	372万円
4人	338万円	427万円
5人	386万円	475万円
6人	413万円	509万円

添付書類	
1	次のいずれかの書類（世帯内で所得があった方のみ） ①源泉徴収票の写し ②確定申告書(控)の写し ③市県民税申告書(控)の写し ※平成30年1月1日現在、住民票が海老名市にあり、申請書の課税状況閲覧の同意をした方は添付書類は不要です。 ※添付書類のない方の認定時期は原則6月以降となりますのでご注意ください。
2	賃貸借契約書等の写し（賃貸住宅にお住まいの方のみ） ※添付がない場合には、持家と同様の扱いとします。



※世帯員が海外にいる場合や米軍人・軍属の場合でも所得の証明が必要となります。
・米軍人の場合「Wage and Tax Statement」を提出してください。

※世帯所得の上限額は世帯構成、年齢、持家・賃貸等により異なります。上記金額を下回っても否認となる場合や、上回っても認定となる場合があります。

※世帯所得は、同居・別居に関わらず、お子さんと生計を共にする方全員の所得の合計となります。

※世帯内に収入の申告をしていない方がいる場合など、世帯員全員の所得が確認できない場合は審査を行えませんので、否認となる可能性がありますのでご注意ください。

※基準額は毎年度変わる可能性があります。

2 援助の種類と支給予定額（年額）

（単位：円）

支給費目	支給予定額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年	1,420円	1年	5,320円
	2年～6年	11,420円	2年・3年	22,320円
通学用品費	2年～6年	2,230円	2年・3年	2,230円
新入学児童生徒学用品費等 ※2	就学予定者	32,480円	1年	37,920円
	1年			
	6年	37,920円		
校外活動費(宿泊なし)	全学年	1,570円	全学年	2,270円
校外活動費(宿泊あり)	全学年	3,620円	全学年	6,100円
修学旅行費	6年	21,490円	3年	57,590円
通学費(定期券代)	実費		実費	
学校給食費	実費		実費	
			給食弁当注文方式 にかかる弁当代実費	

● 左の金額は「年額」で「限度額」となっています。

● 「限度額」以内であっても、支給対象とならない費目があります。

● 教育委員会が学校等から報告を受けて金額を算出しますので、領収書の提出は不要です(通学費を除く)。

※1 小・中1年生には、教材費支援としてそれぞれ10,000円分(小)17,000円分(中)の教材を支給するため、他学年よりその分が少なくなっています。

※2 小学校入学前・小学校6年生時に新入学児童生徒学用品費等が支給されている場合には、それぞれ小学校1年生時・中学校1年生時では支給されません。

3 申請方法

裏面の「1 援助を受けられる世帯」に該当し、お子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方は申請できます。援助を希望される方は、次のとおり申請書・添付書類等を学校へ提出してください。

(1) 提出書類

① 「海老名市スクールライフサポート申請書（第1号様式）」

⇒ このお知らせの最後に添付されています。内容をよく確認し、記入漏れがないように作成してください。

② 各種証明書類等

⇒ 該当する理由によって、添付書類が異なります。

裏面の「1 援助を受けられる世帯」の添付書類欄を参照してください。

③ 賃貸借契約書等（賃貸物件に居住している方のみ）

⇒ 「契約者名」・「家賃月額」・「契約期間」の記載が必要です。

⇒ 添付がない場合や、家賃等が確認できない場合は、持家と同様の扱いとさせていただきます。

※ 「海老名市スクールライフサポート申請書（第1号様式）」はお子さん1人につき、1枚作成してください。また添付書類も申請書ごとに必要です。

(2) 提出期限

① 平成30年2月28日(水)

⇒ この日までに申請書が提出され、認定された場合、原則4月末が第1回目の支給となります。

※4月支給を希望される場合、必ず申請書の裏面「◎ 認定された場合の第1回支給時期の希望について（任意記入）」に☑チェックを入れてください。

※所得審査が必要な方は、源泉徴収票等の所得が確認できる書類を必ず添付してください。

※添付書類がない、または不備がある場合、4月での支給はできなくなりますのでご注意ください。

② 平成30年4月20日(金)

⇒ この日までに申請書が提出され、認定された場合、原則7月中旬が第1回目の支給となります。

※提出期限②【平成30年4月20日(金)】以降に申請書を提出された場合には、支給時期が遅くなったり、支給されない費目が生じる場合があります。

(3) 提出先

◎提出日現在で、お子さんが在籍する学校へ提出してください。

例)平成29年度に小学校6年生の方で、提出日が平成30年2月28日(水)の場合、在籍している小学校へ提出してください。

例)平成29年度に小学校6年生の方で、提出日が平成30年4月5日(木)の場合、在籍している中学校へ提出してください。(提出が遅くなった場合など)

※平成30年度に小学校1年生となる方は、就学する小学校へ提出してください。

4 援助の決定

提出された申請書等を教育委員会で審査し、その結果は学校を通じてお知らせします。

提出期限までに申請された場合の結果のお知らせ時期は、次のとおりです。

○ 提出期限①【平成30年2月28日（水）】までに提出された方

支給決定時期

平成30年4月上旬～中旬

○ 提出期限②【平成30年4月20日（金）】までに提出された方

支給決定時期

平成30年6月下旬～7月上旬



※審査は申請書類をもとに、所得状況、世帯構成、家庭内の状況、学校長の意見等を総合的に判断して行いますので、ご希望に添えない場合があります。

5 注意事項

- ・ スクールライフサポートの申請は、年度ごとに必要です。前年度に受けている場合でも新たに申請書を提出してください。また、お子さん1人につき1部作成してください。
- ・ 学校名や学年は、平成30年4月以降のものを記入してください。
- ・ 申請書の記載漏れや添付書類に不足・不備がある場合または世帯内に収入の申告をしていない方がいるなど世帯全員の所得が確認できない場合には、審査ができず認定されない場合があります。
- ・ 給食費の滞納がある場合、滞納分の支払いを条件として認定する場合があります。
- ・ 提出期限後に、世帯状況の変化などにより申請を希望される場合は、随時受付します。また、同様に年度途中で解除となる場合があります。なお、申請から援助認定の決定まで、2カ月程度かかる場合があります。
- ・ 認定後に、次に該当することが判明した場合は、認定を取り消すと同時に、給付した援助費の全額又は一部を返還していただきます。
①申請内容に虚偽又は不正があったとき ②援助費を本来の目的以外のことに使用したとき
- ・ 援助が認定された方の学校給食費及び中学校給食弁当の料金は、市が援助費から直接支払いますので、保護者が学校給食費及び中学校給食弁当の料金を納付、支払いをする必要はありません。ただし、認定が決定されるまでの期間に納期が到来する学校給食費及び認定が決定されるまでの期間の中学校給食弁当の料金については、お支払いいただく必要があります。
- ・ 新入学用品費の入学前支給後に転出した場合でも、新入学用品費の返金は求めませんが、転出先の自治体には本市で新入学用品費の入学前支給を行った旨を通知しますのでご了承ください。

6 その他

(1) 特別支援教育就学奨励費について

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するお子さんや、特別支援学級へ就学するお子さんの保護者は、特別支援教育就学奨励費を申請できます。

【 問い合わせ 教育支援課支援係 ☎046-234-8764（直通） 】

(2) 学童保育の保育料補助制度について

スクールライフサポートの認定を受けた方を対象に、学童保育の保育料を補助する制度が平成28年度から始まりました。スクールライフサポートの結果通知と一緒に、同補助制度のお知らせを送付しますので、詳しくはそちらをご確認ください。

【 問い合わせ 学び支援課学び支援係 ☎046-235-4926（直通） 】

(3) 中学校制服やジャージについて

制服等購入費用の支援として、新入学用品費を支給していますが制服等について、学校でのリサイクル販売や一部民間事業者で中古品の販売が行われています。

《 お問い合わせ 》

海老名市教育委員会 就学支援課 就学支援係

☎ 046-235-4918（直通）

平成30年度 スクールライフサポート申請フローチャート

①申請理由は次の
どれにあてはまりますか？

②審査の結果、認定された場合
4月支給を希望しますか？

③あなたの申請期限と提出書類は・・・

グループA
・生活保護の廃止
・児童扶養手当の支給

はい

申請期限：平成30年2月28日（水）
提出書類：申請書のみ

いいえ

申請期限：平成30年4月20日（金）
提出書類：申請書のみ

グループB
・市民税の減免
・国民年金保険料の免除
・国民健康保険税の減免
・失業し、職業安定所に登録

はい

申請期限：平成30年2月28日（水）
提出書類：①申請書 ②申請理由を証明する書類の写し

いいえ

申請期限：平成30年4月20日（金）
提出書類：①申請書 ②申請理由を証明する書類の写し

グループC
・収入が少なく、お子さんを就学させることが経済的に困難と認められる世帯（所得審査が必要）

はい

申請期限：平成30年2月28日（水）
提出書類：①申請書 ②賃貸借契約書等（賃貸住宅にお住まいの方）の写し ③家族全員の所得が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書(控)等）の写し

いいえ

申請期限：平成30年4月20日（金）
提出書類：①申請書 ②賃貸借契約書等（賃貸住宅にお住まいの方）の写し ③家族全員の所得が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書(控)等）の写し
※課税状況の閲覧に同意のある場合は③は不要です。

※申請書への記入については、1ページ目から3ページ目までの「平成30年度スクールライフサポート制度のお知らせ」・5ページ目から6ページ目までの「記入例」を参考に記入漏れのないようご注意ください。
※添付書類が必要な方は、1ページ目の「1 援助を受けられる世帯」の添付書類欄をよく確認のうえ、ご提出ください。

海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先) 海老名市教育委員会

① 平成30年2月23日

住所 海老名市勝瀬175番地の1
 申請者(保護者) 氏名・印 海老名 太郎
 電話 046 (231) 2111

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第4条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。

また、世帯状況の変化や、所得額の更正などにより、援助費の受給額に余剰を生じた場合は、速やかに返還することを誓約します。

② (※) 海老名市教育委員会より交付される援助費のうち、学校給食費(中学校はミルク給食のみ)を、海老名市に、また、給食弁当の料金を業者に直接支払うことに同意します。また、額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

※学校給食費及び給食弁当の料金の直接払いは、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、上記(※)海老名市教育委員会より……同意します。」の部分をご二重線で削除してください。

援助を受けたい児童生徒名	海老名 一郎	学校名(新)学年	海老名小 学校 新 3 年生	
世帯の状況(お子さんと生計を共にする方全員)	フリガナ 氏名	児童生徒から見た続柄	生年月日(年齢)	④ 名称(パート・非常勤含む)と学校名・在園名、学年等 ⑤ 専の有無 ⑥ 専の有無に税申告上の扶養者名を記入してください。
	エビナ 伊吹 海老名 一郎	本人	平成 21・10・20(8歳)	海老名小学校 3年
	エビナ 太郎 海老名 太郎	父	明・大・昭・平 55・8・31(38歳)	(株)○×□ (有・無)
	エビナ 華子 海老名 華子	母	明・大・昭・平 61・11・7(31歳)	専業主婦 (有・無) (海老名 太郎)
	エビナ 一夫 海老名 一夫	祖父	明・大・昭・平 20・4・11(73歳)	無職 (有・無) (公的年金受給)
			明・大・昭・平 ・ (歳)	有・無 ()
			明・大・昭・平 ・ (歳)	有・無 ()
			明・大・昭・平 ・ (歳)	有・無 ()

⑥ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名又は捺印をお願いします。
 ※ 平成30年1月1日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、平成29年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や平成30年度市県民税課税証明書等。コピー可。)の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に平成30年1月1日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。
 スクールライフサポートの認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 海老名 太郎 (印) 氏名 海老名 華子 (印) 氏名 海老名 一夫 (印)
 氏名 (印) 氏名 (印) 氏名 (印)

⑦ 住居について、該当するものに☑、又は記入をしてください。

☑ 持家 【 □借家 □マンション・アパート □その他 () 】
 □ 賃貸 【 家賃月額 円 】 ※賃貸の場合には賃貸借契約書等のコピーの提出が必要です。(所得審査の方のみ)
 □ その他 () ※住宅貸付資金返済のための住宅ローン等ではありません ※親族等に部屋代として支払っている場合は、賃貸ではありません

⑦ 病気療養中や失業中の者がいる場合
 氏名 海老名 一夫 失業中 ・ 病気療養中 (病名: 糖尿病)
 期間 平成27年10月23日～ 平成 年 月 日 (現在まで) ※病名については差し支えなければご記入ください。

- ① 学校への提出年月日を記入してください。
 - ② 学校給食費及び給食弁当の料金の直接払いに同意されない場合は、「(※)海老名市教育委員会より……同意します。」の部分をご二重線で削除してください。
 ※同意されない場合、給食費等の入金確認の翌月以降に支給することになります。
 - ③ 世帯状況について、正確に記入してください。
 ・児童、生徒と生計を同一にしている世帯員全員を記入してください。
 - ④ 勤務先を記入してください。専業主婦や無職の場合もその旨記入してください。
 - ⑤ 所得の「有・無」を必ず記入してください。
 ・所得の有無にかかわらず、税申告上の扶養者名をカッコ内に記入してください。
 ・無職で収入がある場合にはカッコ内に収入源を記入してください。
 例) 公的年金受給
 - ⑥ お知らせの1ページ目の「1 援助を受けられる世帯」の「(2)収入が少なく、お子さんを就学させることが経済的に困難と認められる世帯」の方のうち、「所得を確認する書類(源泉徴収票等)」の添付をしない場合には、必ず同意が必要となります。
 ・平成30年1月1日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、平成29年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や平成30年度市県民税課税証明書等。コピー可。)の添付が必要です。
 ・市県民税課税証明書は概ね6月以降に平成30年1月1日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。
- 【注意】
 4月支給を希望される場合には、必ず必要書類を添付してください。添付がない場合、4月での認定・支給ができませんのでご注意ください。
- ⑦ 住居について、賃貸の場合には必ず「家賃月額」を記入してください。
 ※賃貸の場合には、必ず、賃貸借契約書等の写しを添付してください。添付がない場合には持家として取り扱います。

⑧ ⑨ ⑩ ⑪

◎ 援助費の振込先口座

※ 前年度にスクールライフサポートを受けている方は、できるだけ同じ口座にしてください。
 ※ ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、通帳を確認し、必ず振込用の口座番号を記入してください。
 ※ 学校から現金での受取を希望する場合は、口座番号を記入せず、別途委任状を提出してください。

金融機関名	海老名 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農協	海老名 本店 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 支店 本所 ・ 支所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	エビナ タロウ	店 番 号	口 座 番 号 (7 ケ タ)
口座名義人 (保護者に限る)	海老名 太郎	0 1 2	1 2 3 4 5 6 7

◎ スクールライフサポートの受給状況

前年度受けていた 受けたことがある(年度) 今回初めて申請した
 他市区町村で受けていた【 年度、 市・区・町・村】

⑨ 申請理由

生活保護をうけていた。(年 月 日 停止 ・ 廃止) ※婚姻等による廃止では、認定できませんので、別の理由にて申請してください。
 市民税の減免を受けている。(※減免決定通知書(コピー)の添付が必要です。)
 国民年金保険料や国民健康保険税の減免等を受けている。(※減免決定通知書等(コピー)の添付が必要です。)
 児童扶養手当の支給を受けている。【児童扶養手当証書番号 第 [] (※児童扶養手当は、「児童手当」、「特別児童扶養手当」ではありません。)]
 災害()により避難してきたため。
 職業が不安定で生活が苦しい、その他。(理由や生活状況を具体的に記入してください。)
 収入の減少により、生活が苦しい。祖父が病気のため自宅での介護が必要となり、母親が仕事ができず父親もこれ以上仕事を増やすことができない。

◎ 世帯の状況の変化について

⑩ ※ 前年度に海老名市でスクールライフサポートを受けていた方はご記入ください。
 前年度と比べて世帯構成、世帯の収入及び状況等は変化しましたか?
 特に変化はない。 世帯構成が変わった。(どのように? :)
 収入が 増えた / 減った (状況等 : 給料が減額され、ボーナスの支給もなくなった。)
 その他 (状況等 :)

◎ 認定された場合の第1回支給時期の希望について (任意記入)

⑪ 審査の結果、認定となった場合、4月中の第1回目の支給を希望します。
 ※4月中の支給を希望される場合には、平成30年2月28日(水)までに必要な書類を添付のうえ、申請する必要がありますのでご注意ください。
 ※所得審査が必要な方については、所得がわかる書類(源泉徴収票等)が必要となります。何らかの事情により添付ができない場合には、就学支援課までご相談ください。

※※※ 学校使用欄 ※※※

◀ スクールライフサポート実施に伴う学校長所見 ▶ 当該児童生徒のスクールライフサポートの申請を認める。
 特記事項

当該申請者について、上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

海老名市立

学校

海老名市教育委員会 殿

校長

印

※※※ 教育委員会使用欄 ※※※

認定 ()
 当初 追加
 継続 新規
 非認定
 生保減免
 児扶所得
 他()

- ⑧ 認定された場合のお振込み口座となりますので、通帳を確認しながら正確に記入してください。
- ⑨ 申請理由について、該当するものにチェックをいれください。
 添付書類の必要の有無については、1ページ目の「1 援助を受けられる世帯」の添付書類欄及び4ページ目のフローチャートを確認してください。
- ⑩ 昨年度から世帯状況(家族構成(※婚姻、離婚、両親と同居等)や収入等)に変化がある場合には必ず記入してください。
- ⑪ 認定された場合の第1回支給時期の希望について
- ・4月支給を希望される場合には、チェックを入れ、必ず必要書類を添付の上、申請書を平成30年2月28日(水)までにご提出ください。

★ 提出(申請)する前に必ずご確認ください。

- 記載が必要な箇所の全てに記載・チェックされているか(未記入箇所がないか)。
- 署名や捺印がされているか。
- 必要な書類が添付されているか。

※ 全てが整っていない場合には、受付できませんのでご注意ください。

※ 学校から申請書が返却される場合があります。